令和８年度第１回
札幌市障がい者施策推進審議会

会　　議　　録

日　時：２０２６年９月７日（月）午後２時開会
場　所：札幌市役所本庁舎　１２階　５号会議室

１．開　　会

○事務局（布施事業計画担当係長）　皆様、お疲れさまでございます。

開会に先立ちまして、まず、傍聴される皆様へ、事務局より注意事項をお伝えいたします。

この会議は委員の方の議論の場でございますので、傍聴の方は発言ができません。録音や録画等もお控えください。

また、会議に対する意見、感想につきましては、お手元の意見参加シートやメールで事務局までご提出ください。

次に、委員の皆様にお願いがございます。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいは発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後にご発言をしていただきますようお願いいたします。

また、ご発言の前にご自身のお名前を名乗っていただき、発言内容が分かるようゆっくりお話しください。

発言の中で分からない言葉などがございましたら、遠慮なくお知らせください。

なお、本日、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しております。議事録作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

事務局からは、以上になります。

○事務局（菅野企画調整担当課長）　それでは、本日は大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和８年度第１回札幌市障がい者施策推進審議会を開催させていただきます。

冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ご報告ですが、本日は、３名の方が傍聴にいらしております。

◎委員紹介

○事務局（菅野企画調整担当課長）　続きまして、本日ご出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。

まずは、新しくご就任いただきました２名の委員をご紹介させていただきたいと思いますので、一言、よろしくお願いいたします。

まず、札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の灰野委員でございます。

○灰野委員　ご紹介いただきました灰野と申します。

今年４月に着任したばかりで、まだまだ不慣れでございますが、少しでもお力になれればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長）　続きまして、北海道立心身障害者総合相談所所長の廣島委員でございます。

○廣島委員　北海道立心身障害者総合相談所所長の廣島でございます。

実は、この職は３年ぶりの就任でして、３年前にもこの会議に出席させていただいております。改めてよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長）　続きまして、会場にお越しいただいている委員の皆様を、私からお名前をご紹介させていただきたいと思います。

札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

札幌公共職業安定所統括職業指導官の岡﨑委員でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田委員でございます。

北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会委員長の柳川委員でございますが、まだ到着しておりませんので、後ほど、来るかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

札幌肢体不自由児者父母の会会長の山内委員でございます。

札幌司法書士会司法書士の山代委員でございます。
続きまして、オンラインで参加されている委員が４名いらっしゃいます。順にご紹介させていただきます。
札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の石山委員でございます。
北海道難病連相談課長の鈴木委員でございます。
札幌地区重症心身障害児（者）を守る会理事の時﨑委員でございます。
北海道教育大学札幌校教授の安井委員でございます。
なお、本日は、岩谷委員、中原委員、高杉委員、益満委員、以上４名の方から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。
現在到着していない柳川委員も含めて、今５名不在というところでして、委員１８名中１３名の委員の方の出席をいただいております。
ちょうど柳川委員が到着されました。よろしくお願いいたします。
ということで、出席者数につきましては、札幌市障がい者施策推進審議会条例第７条第２項によりまして、委員の過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

◎事務局紹介
○事務局（菅野企画調整担当課長）　続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の木下でございます。
障がい福祉課長の菊田でございます。
自立支援担当課長の森本でございます。
そして、私、菅野と、その他関係職員が出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。
事前にお配りしている資料は、資料１から資料３でございます。
そのほか、山代委員からご提供のありました資料も併せて配付させていただいております。
資料等に不足がございましたらお知らせください。

◎障がい保健福祉部長挨拶
○事務局（菅野企画調整担当課長）　それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の木下よりご挨拶を申し上げます。
○木下障がい保健福祉部長　皆様、改めまして、いつも大変お世話になっております。障がい保健福祉部長の木下でございます。
令和８年度第１回札幌市障がい者施策推進審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。
まずは、皆様、本日は、お忙しい中を会場まで足をお運びいただいたこと、また、オンラインでご出席を賜っておりますことに、改めて御礼を申し上げます。
また、日頃から、それぞれ皆様の立場におきまして、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。
また、先ほど事務局からご紹介をさせていただきましたけれども、今回の審議会から委員としてご出席をいただいているお二方、本当にお忙しいところをお引き受けいただきましたこと、重ねて感謝を申し上げます。
改めまして、本審議会は、障害者基本法に基づき、札幌市の障がい保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくための機関となっております。
本日の会議におきましては、次第にありますように、さっぽろ障がい者プラン２０２４改訂版の素案につきまして、また、現行プランの２０２５年度の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただく予定でございます。
委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できれば大変幸いでございます。

皆様、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　大変恐縮でございますが、木下は、所用により、ここで退席をさせていただきます。

〔木下障がい保健福祉部長退席〕

○事務局（菅野企画調整担当課長）　それでは、ここからの進行につきまして、浅香会長にお願いしたいと思います。
なお、議事に入る前に浅香会長から、一言、ご挨拶をいただければと思います。
ご進行のほどをよろしくお願いいたします。

２．議　　事

○浅香会長　一言、ご挨拶したいところですけれども、ここにおられる委員の皆様方にとっては見飽きた顔と聞き慣れた声だと思いますので、挨拶は省かせていただきたいと思います。
改めまして、皆さん、こんにちは。
本日の進行を務めさせていただきます浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
まず、会議の進め方について確認をさせていただきます。
冒頭に事務局からもご案内がありましたけれども、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、難聴の方もおりますので、なるべくゆっくりお話をしていただいて、要約筆記などで確実にコミュニケーションが図れるようにしていただければと思っております。
また、発言の中で分からない言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせください。
それでは、議題に移りたいと思います。
議題（１）の審議事項のさっぽろ障がい者プラン２０２４改訂版の素案についてです。
資料１から資料３に基づきまして、事務局より説明をお願いいたします。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　私から、さっぽろ障がい者プラン２０２４改訂版の素案についてご説明をさせていただきたいと思います。
お手元の資料ですが、資料１と書かれたＡ３判の概要資料で説明をさせていただきたいと思います。
さっぽろ障がい者プラン２０２４改訂版の策定に当たりましては、計画の審議機関であります障がい者施策推進審議会でご承認いただき設置いたしました計画検討部会におきまして、本年６月から８月まで毎月、計３回開催いたしまして、ご審議をいただいたところでございます。
本計画検討部会には、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会の委員、当事者団体の方のほか、本審議会の一部の委員にもご参加いただいているところです。このたび、計画素案を策定いたしましたことから、本審議会の皆様にご報告をさせていただきます。
まず、資料の左のほうからご説明させていただきます。
計画の位置付けですが、本計画につきましては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画、障害者文化芸術推進法に基づく地方公共団体障がい者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画、これらを一体的に策定した計画でございまして、本市における障がい施策全般に関する基本的な計画として位置づけられております。
現行のさっぽろ障がい者プラン２０２４は、その前の計画でありますさっぽろ障がい者プラン２０１８年の計画期間が終了することに伴いまして、２０２４年３月に策定されたものです。
今回の計画改定の趣旨ですが、現行プランの計画期間は２０２４年度から２０２９年度の６年間となっておりますが、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、国の基本指針に基づいて策定されることとなっておりまして、その計画期間は２０２４年度から２０２６年度までの３年間となっております。このため、近年の国における法改正や社会情勢の変化、本市におけるこれまでの取組の進捗状況等を踏まえまして、新たに２０２７年度から２０２９年度の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるとともに、その他関係部分についても一部見直しを行います。

また、本計画は、札幌市のまちづくりの指針である第２次札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画に位置づけられておりまして、関係計画との整合性を持ちつつ、ＳＤＧｓの視点も意識したものとなっております。

次に、左下の障がい福祉を取り巻く現状でございます。

まず、国の動向としまして、近年制定された障がい福祉に関する新たな法律や主な法改正の状況を掲載しております。

手話施策推進法や高次脳機能障害者支援法といった新法制定のほか、法改正では、医療的ケア児の成長等を踏まえ、支援対象の拡大などが盛り込まれた医療的ケア児支援法の改正がございました。

また、障害者手帳をお持ちの方の状況でございますが、右上のグラフをご覧ください。

本市人口の約７％に当たるおよそ１４万人ということで、２０２２年から比べますと、約６，０００人増えている状況です。難病患者も同様の傾向を見せておりまして、今後３年の計画期間におきましても、引き続きの増加が予想されるところです。

次に、２０２５年度札幌市障がい児者実態調査の抜粋を記載しております。

主な設問についてのご紹介をさせていただきます。

１点目は、バリアフリー関係でございます。

バリアフリー化が必要な施設につきまして、利用頻度の高い駅や医療施設、官公庁施設におけるバリアフリー化へのニーズが高くなっております。

２点目は、市民理解関係でございますが、障がいのある方に対する市民の理解度を深めるため、さらなる取組が必要な状況でございます。

３点目は、人権擁護関係でございます。

障がい児のうち、およそ半数に被差別経験があるという調査が出ております。

４点目は、地域における生活関係でございます。

障がいのある方が希望する生活をするため、経済的な負担軽減のほか、高齢になっても安心して生活できる環境が求められております。

５点目は、災害時避難関係でございます。

防災における不安として、自宅等の慣れた場所以外で過ごすことに不安を感じている方が最も多くなっております。

６点目は、雇用・就労関係でございます。

障がいのある方が仕事を続けていく上では、給与のほか、職場の障がい理解の向上が必要であると感じる方が多いという結果がございました。

次に、右下の計画の体系でございます。

基本理念は、「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」としておりまして、基本目標を記載のとおり三つ掲げており、重要課題につきましても三つ挙げております。

なお、基本理念、基本目標、重要課題などにつきましては、６年間のプラン全体に関わる項目でありますので、今回の見直しでは修正を加えてはおりませんが、さきにご説明させていただきました実態調査等の課題に対応するため、６年間のプランにおける基本施策として設定しております個別の取組は着実に実施しまして、基本理念の実現を目指してまいりたいと考えております。

資料裏面に移らせていただきます。

施策の体系でございます。

先ほどの基本理念、基本目標に１０の基本施策をひもづけておりまして、主な取組を記載させていただいております。

施策の各項目については修正を行っておりませんが、各基本施策に基づく取組内容については必要に応じた時点修正を行いましたほか、近年の国や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな取組を追加しております。

なお、赤字で記載しております星印のついた取組になりますが、成果目標の達成に資する特に重要な取組を重点取組として設定しておりまして、その星印の横の数字は関連する成果目標の番号を表したものとなっております。

次に、その下の成果目標でございます。
こちらは札幌市障がい福祉計画、札幌市障がい児福祉計画における目標値となっております。
国の基本指針で示された考え方に基づき、継続して取り組むものは引き続き設定しつつ、新たな目標も設定しております。
具体的には、成果目標３の障がい児支援の提供体制の整備等に関しまして、インクルージョンの推進と強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備を追加したほか、成果目標５の相談支援体制の充実・強化等に関しまして、のぞまないセルフプランをゼロにするという目標、そして、右側に移りますが、成果目標６の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関しまして、事業所の情報公表率及び更新率を１００％とする目標を新たに追加しまして、課題に対応する成果目標を設定させていただいております。
最後になりますが、右下の障害福祉サービス等の種類毎のサービス量見込みでございます。
国の基本指針に基づき、現行計画における実績等から算出しておりまして、傾向としては増加の見込みとなっております。
なお、改訂版の策定に当たりまして、現行計画であるさっぽろ障がい者プラン２０２４の取組状況といたしまして、各成果目標にひもづく重点取組の取組状況を、改訂版素案の１７０ページの資料編にも掲載させていただいております。この場では説明いたしませんが、ご確認いただければと思います。
そのほか、取組等も含めた詳細につきましては、資料３といたしまして、さっぽろ障がい者プラン２０２４－２０２５年度進捗状況報告書－を配付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。
資料の説明は以上になります。
資料はございませんが、今後のスケジュールにつきましては、本日の障がい者施策推進審議会でご了承いただきましたら、市役所内部の会議を経まして、１１月頃には素案を確定し、１２月の第４回定例市議会、委員会に報告をさせていただく予定です。その後、１２月から年明け１月にかけましてパブリックコメントを実施しまして、３月の障がい者施策推進審議会へご報告させていただき、３月末の公表を予定しております。
素案作成後も、様々な会議やパブリックコメントにてご意見をいただくことになりまして、都度、修正させていただくこともあろうかと思いますが、ご承知おきをいただければと思います。
引き続き、皆様にはご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局からの説明は以上になります。
○浅香会長　それでは、ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆さんからご質問などがあれば、ご発声または挙手等でお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。
○山代委員　改訂版の素案の６０ページから６１ページにかけて心のバリアフリーについて書かれていますけれども、これは実際に研修などが実施されたのでしょうか。
実施したのだとすれば、どのような形で実施したのですか。また、対象者は障がいのある子、ない子、その保護者で、それ以外の方については対象となっていないのでしょうか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　６０ページの心のバリアフリーの研修としましては、市民向け、企業向け、それぞれ対象者を分けて実施しているところでございます。
市民向けのバリアフリー研修については、特段の制限はなく、様々な方が参加できるように募集をかけているところでございます。
そのほか、近年では、イベントの実施を通しました普及啓発も取り組んでおりまして、昨年度におきましては、地下歩行空間で心のバリアフリーの理解促進に向けた取組をさせていただいております。
研修を進めるのに広く浸透させるのはなかなか難しいとは感じておりますが、多くの人に浸透できるよう、引き続き普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
○山代委員　これは、どのような媒体で周知されているのでしょうか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　札幌市の広報誌（イベント冊子）、また、イベントを開

催する際には、イベントの委託業者にもお願いをしながら、ＳＮＳの発信などで周知をさせていただいております。
○山代委員　次に、素案の９３ページをお願いします。
　福祉除雪の実施の下の官民連携によるシームレスで快適な移動サービスの提供に向けての検討ということで、「車椅子等で移動できるバリアフリー経路の情報発信を促進するとともに」と書いてあります。これは、再三、ここの場でも申し上げているのですけれども、札幌市営地下鉄南北線からＪＲ札幌駅に向けてエレベーターが異常に少なく、大丸札幌店や札幌ステラプレイスなど、民間施設のエレベーターを利用しないといけない場面が相当あります。あとは、南口の外にあるガラス張りの太陽の広場のエレベーターか、北口にもありますが、やはり外なのです。これは、ＪＲと協議してエレベーターの増設をしていただきたいです。
　あとは、現在、札幌市でバリアフリー経路の情報発信を具体的に何かされていますか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　個別で利用しづらい部分があるということですので、関係部局にも情報を提供して、引き続き検討をさせていただきたいと思います。
○山代委員　いや、札幌駅ですからね。個別というか、駅ではないですか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　公共の場において、不便なところがある、使いづらい部分があるということですね。
○山代委員　みんな困っています。大きなスーツケースを持った外国人やベビーカーを押して歩いている親御さんがエレベーターを探して右往左往しています。その実態を把握していただきたいと思います。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　参考意見として、担当部局とも共有させていただきたいと思います。
　あとは、ご質問にありました情報発信ですが、札幌市におきまして、バリアフリーマップや、ユニバーサルの関係でもマップをつくっておりまして、実際に車椅子の方がどのように移動できたのかという経路が分かるような仕組みの地図をつくっております。
　使いづらい部分もまだまだあるかと思いますが、引き続き工夫に努めて、分かりやすいものにしていきたいと考えております。
○山代委員　僕は、そのマップについて知らないのですけれども、どこからどういうふうにアクセスしたらよろしいのでしょうか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　札幌市のホームページに掲載されております。検索ワードがすぐには思い出せないのですけれども、例えば「札幌市のバリアフリーマップ」と検索していただければ、公共施設のバリアフリー状況を適宜確認できるような内容になっております。
○山代委員　次に、１０３ページです。
　学校施設バリアフリー化整備事業とありますけれども、これは古い校舎についてもエレベーターをつけていくという認識でよろしいのでしょうか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　細かい具体的な施策については把握しておりませんので、後ほど、確認してご回答させていただければと思います。
（※事務局注：後日、ご認識のとおりであることを担当部局に確認いたしました。）
○山代委員　最後の質問です。
　別に配付させてもらった読売新聞の切り抜きの資料があるのですけれども、今年４月１日から、障がい者を対象にした車の改造費の助成金が半額になり、また、運転免許を取得するときの助成金が廃止となってしまったのです。これは、これから免許を取りたいという障がい者は切り捨てられたという認識でよろしいですか。
○事務局（菊田障がい福祉課長）　ただいまご指摘がありました身体障がい者の自動車免許取得費の助成は今年度から制度廃止をさせていただいており、改造費は補助金の上限を１０万円から半額の５万円に下げております。これは補助制度の廃止ですので、切捨てといえば切捨てですが、我々としましては、あくまで事業の選択と集中を目的に行ったものです。
　今、札幌市の庁内では、事業効果や制度の広がりを随時見直していって、新たな行政課題に対応していくための財源を見つけていくという流れになっております。そういった中で、この制度は、昭和４８年に運転免許取得費の補助制度が始まり、昭和５０年に改造費の補助制度が

始まり、もう５０年くらいたっています。当時は、身体障がいのある方の就労支援、自立、更正の促進策ということで、全国的に国庫補助制度としてやってきた制度と認識しておりますが、いつの間にか国庫補助もなくなり、全国を見ると、運転免許取得費の補助制度の廃止に踏み切っている自治体もあり、その中には大都市も何か所かあります。
　また、我々としましては、様々な就労支援施策もやっておりますし、身体障がいに限っていうと、ほかの障がいに比べると就労が大分進んできていると認識しております。
　さらに、運転免許の取得につきましては、全市で例年１０件から２０件程度の利用はあるのですけれども、二種免許を取るために２回利用する方も昔はいらっしゃったものの、基本的には一生のうちに１回です。
　我々が事業を見直すときに、今、実施している制度を廃止することによって何らかの影響が出ることはなるべく避けたいと考えております。例えば、交通費助成などの毎年助成していて、かつ、毎年それを頼りにされている方がいらっしゃる事業のような今後将来にわたって受けるかもしれない人がいる事業であれば、今まで受けてこられた方との不公平が生じるので、それを見直すよりは免許取得費の補助のほうが影響は少ないのかなという判断がありました。
　それから、改造費は、最初は１０万円のままでという議論もあったのですが、補助金には予算の範囲内で行うという大原則がございます。そして、今までは運転免許取得費の補助と改造費の補助で調整しながらやっていたのですが、運転免許取得費のほうを廃止してしまったため、１０万円のままでやった場合は１０月くらいで予算が枯渇してしまうという試算もあったため、なるべく年度を通して開けていられるように５万円に下げて、より多くの方に補助金の恩恵にあずかっていただく制度に変更したところでございます。
　冒頭の話に戻りまして、切捨てか切捨てではないかというお話でありましたけれども、私どもとしましては、切捨てではなくて、時代に即したアップデートと考えておりますので、ご理解をいただきたく、よろしくお願いします。
○山代委員　腑に落ちないところがたくさんあるのですけれども、ほかに削減したところはありますか。
○事務局（菊田障がい福祉課長）　事業の廃止ということであれば、障がい福祉予算ではこれだけです。
○山代委員　これでは、将来使うかもしれない人が困ってしまう可能性があります。
　例えば、補助制度があれば、運転免許を取ることができる人がいます。その人が免許を取ることによって、通えないところに通えるというメリットも生まれます。そうすることによって、就労の場も広がります。就労の場が広がるということは、障がいを持っている人は自立するのです。
　しかし、車の免許を取れない、車を改造できないなど、最初のステップでつまずいてしまうと、仕事もできないし、買物にも行けません。そうすると、生活保護になってしまう人も出てくると思います。これは悪循環が生まれると思うのです。
　車の免許を取るのは１８歳からですから、親がお金を持っていればいいですけれども、そうでなければ、自分で一生懸命お金をためて免許を取らなければいけないです。しかし、市役所もそうだと思うのですけれども、障がい者雇用といったら、健常者と比べてやたら給料が安いですよね。ほかの企業に就職しても、健常者の方と同じことをやっても、結構給料に差があるのです。そう見たときに、やはり一部分でも、免許を取るための補助は残すべきだと思うのです。
　本当にこれは復活していただきたい、撤回していただきたいと思うのですけれども、検討の余地はありますか。
○事務局（菊田障がい福祉課長）　山代委員のご発言については議事録にもしっかり残りますし、そういったご要望があったということで受け止めさせてはいただきます。
　ただ、２枚目に共産党の機関紙も配付していただいておりますけれども、一応、このような議論があった上で、厚生委員会、本会議、予算案としてくぐり抜けていますので、この場で撤回等をお約束するということにはならないと思います。
○山代委員　次年度からとか、検討の余地はないですか。
○事務局（菊田障がい福祉課長）　少なくとも、令和９年度からこの事業を復活させるという

ような考えにはなっていないです。
○山代委員　分かりました。
　これは至るところで議論をさせていただきたいと思います。
○浅香会長　そのほか、いかがでしょうか。
○山内委員　今、山代委員がお話しされていた車の件について、障がいが軽度の方たちは車を運転できるので、確かにそうだなと感じました。
　そして、改訂版素案の１２３ページの重度障がい者就労支援事業の重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場等において、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障がい福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施しますというところですけれども、私もここのところは分かっていなかったなと思っています。父母の会の会員に一般就労されている方がいらっしゃるのですが、市には、そういう方たちの通勤などをサポートできる何かがあるのでしょうか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　国の施策という意味では、そういった施策がございまして、利用されている方がいらっしゃいます。
　ここに挙げている我々の就労支援事業も、国の施策と連動して、足りない部分を算出して支給するみたいなスキームになっておりますので、そういった意味では、単独ではなくて、国と連動しながら進めている事業になるかと思います。
○山内委員　では、今、札幌市でも現実にこういうサービスを提供していただいている障がいの方がいらっしゃるということですか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　サービスですか。
○山内委員　「障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう」と書いてありますよね。
　今、就労している会員の子どもは、結局、身体介助をしてもらわなければいけないので、特にトイレ関係はいろいろな方にお願いすることになるのです。私たちもお手伝いをするのですけれども、このサービスが受けられるのだったら、お願いするとか大変な思いをしなくていいなと思ったのです。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　私も事業内容の把握不足でありまして、正しい説明かは分かりませんが、そもそも就労の場ではサービスが使えないものがあると思います。そういった意味におきまして、ほかの状況では使えるサービスを働いているときにも同じように使えるようにという意味で、「同等のサービスを提供できる」という記載をさせていただいているのかなと考えております。ですから、就労の場ではないところと同様に、就労の場でもサービスを提供できるということです。
○山内委員　重度訪問介護利用者の大学就学支援事業も、これと似ているなと思いました。重度訪問介護利用者の大学就学支援事業も、大学のサポート体制ができるまで社会参加を促進するためにお手伝いするというようなことが書かれていると思うのですけれども、今は大学などに進学される障がいのある方が増えてきていて、私たちの場合は肢体不自由ですから、身体的にお手伝いしてもらうことは大変助かるので、このあたりの実情はどうなのかをお聞きしたいかなと思いました。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　大学の支援に関しましては、これまで実績は上がっていなかったのですが、今年度から具体的に２名の方が利用して大学に就学している状況でございます。
　これも国の制度に基づいて実施しておりまして、基本的なルールとしましては、大学で環境を整備していただくことを前提にしているものですから、記載に関して、環境ができるまでという言い方をしているのは、大前提としてそういう考え方があるからでございます。
　ただ、実際にどこまで体制が整えられるかというのは大学と協議をしながら進めていく話ですから、それをもって直ちに終了という話にはならないのですけれども、行政の支援なしで、どういった形で大学に通学できるかを話しながら事業を進めているところでございます。
○山内委員　ということは、ご本人と大学のやり取りでそこを調整していくことになるのですか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　具体的な受入れはご本人様でないと分からない部分が多

いので、大学の方と話されています。それ以外の全体的な大学の環境面や中長期的な計画をどうしていくかは、行政も関与させていただいて一緒に議論しているところでございます。
○浅香会長　ほかにございませんか。
○近藤委員　今の山内委員の話と関連することで、参考になるかどうかは分からないのですけれども、札幌市は、国がこの政策をスタートしてから立ち上げるまでが早かったのです。全国では、まだ立ち上がっていない自治体もたくさんあるのです。
　というのは、厚生労働省がこの事業をスタートした時点で、すぐ情報が入ってきたこともきっかけにはなったのですけれども、札幌市も早くスタートしてほしいということをこの札幌市障がい者施策推進審議会の中でお願いした経緯があります。ここでお願いした翌年の年度始めくらいからというすごく早い時期にスタートしていただいた施策であるのです。
　どういう内容かを具体に言うと、私の場合は視覚障がいの重度障がい者ですが、一般の福祉サービスの同行援護事業では経済活動はできないので、つまり、就労の同行援護は一般の福祉サービスでは使えないのですが、その就労に使えない同行援護を、目が見えない方の通勤の手引きプラスの職場での介助として受けられるようになりました。
　これは国の制度でもあるので、国が特別事業をやめたと言ったら札幌市もやめなければならないのですが、やめられてしまったら困るので、この言い方は悪いかもしれないのですが、少しでも利用実績を継続することが大事かなと思います。
　現在の札幌市内の視覚障がい者でいえば、この制度を利用している当事者が十数名くらいいて、かなりの割合でこれを利用させていただいています。知的障がいの方はどうなのかは分からないですけれども、難病の方ももちろん重度障がい者ですから、就労支援の送り迎えに利用している方もいると思います。
　この制度は、私たち重度障がい当事者にとっては、とても大切で絶対に失ってはいけない制度であると思っているので、何とか継続していただけるように、時々役所にも、今はどうなっていますかという現状調査をさせていただいていました。
　ただ、福祉就労はこの対象になりませんので、就労継続支援Ａ型・Ｂ型や就労移行支援は対象外です。あくまでも一般就労の場で提供される国の特別事業なのです。いわゆる福祉サービスの雇用と福祉の連携による特別事業ということでスタートしたものではあります。
　取りあえず、これを失ってはいけないので、利用できる人は利用して、みんなで頑張っていけたらいいなと考えています。
○浅香会長　そのほか、いかがでしょうか。
○時﨑委員　二つありまして、まず、資料２のさっぽろ障がい者プラン２０２４改訂版の１８２ページですが、４１ページの重症心身障がい児者の説明を用語集に載せていただいて、ありがとうございます。とても助かります。こちらを新たに載せていただいたので、お礼を申し上げたいと思ったのが一つ目です。
　そして、二つ目は、資料１の裏面、５番の施策体系の８番に札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討とあるのですけれども、札幌市医療的ケア児支援検討会が札幌市医療的ケア児等支援検討会になる予定はないのでしょうか。医療的ケア児支援法の改正が来年４月から施行されると思うのですが、これをケア児等にして、成人期への移行に係る検討ではなく、移行後もフォローアップするような感じに来年４月から変わるはずですから、そういう予定はないのか、お聞きします。
　ちなみに、６番の成果目標３は、医療的ケア児等への支援にとちゃんと「等」がついているのですが、この「等」というのは、医療的ケア児と医療的ケア者と解釈してよろしいのかという点もお聞きしたいと思います。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　時﨑委員には、計画検討部会にもご協力いただきまして、ありがとうございます。
　法改正に伴う名称の変更などは、計画検討部会でもお話をされていたかと思います。
　現在、法改正に伴う明らかに分かる部分については、国の動向なども踏まえながら記載方法を変えさせていただいております。札幌市内部の医療的ケア児支援検討会につきましては、今後、法改正に向けてどのような形を取るかというのは検討させていただきたいと思うのですけれども、まだ正式に決定しているものではございませんので、その名称や体制を国の法改正に

合わせてどうすべきかは検討会の中でも議論しながら決めていければいいかなとは思っております。
　ですから、プランとして、この時点で名称を変えることは控えさせていただいております。
　次に、医ケア児支援に者も含むのかというお話だったかと思いますが、法改正の趣旨ですと、１８歳の壁を取り除き、児も者もというところがその趣旨かと思いますので、札幌市でも、国と同様の支援体制を進めていくということで、体制整備をしていきたいと考えているところでございます。
○時﨑委員　では、今はこのままだけれども、国の動き次第で変わる可能性はあるということですね。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　どういった形、どういった名称がいいのかは、検討会の委員の皆様とも一緒にご議論させていただきたいと思っております。
○時﨑委員　では、今は決まってはいないけれども、今後の動向次第という感じで捉えて大丈夫ですか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　そうですね。状況に合わせた適切な表現があると思いますので、それに向けて検討させていただきたいと思います。
○浅香会長　そのほか、いかがでしょうか。
○長江委員　資料２の１２５ページで、強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備の中の最後のほうに、「強度行動障がいを有する児やその保護者に対する支援の取組を推進することを目標として設定します」とあり、その下の囲みの中にも、「２０２９年度末までに、強度行動障がいを有する児やその保護者に対する支援の取組を推進します」と書いてあるのですけれども、どのような方向性を持っているのかを教えていただきたいです。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　ちょっと聞き漏らした部分があるのですが、強度行動障がいへの具体的な支援、推進の方法ですか。
○長江委員　そうですね。方向性を教えていただきたいです。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　強度行動障がいに関しましては、会議体でも議論していただいておりまして、今年から新たに事業開始しております。集中的支援事業といいまして、事業者に対する受入れ環境の整備に向けて質の向上を図るというような取組を進めさせていただいております。それに関しましては、その前からモデル事業という形で実施した上で、今年度から新たに事業を開始したところでございます。
　まだ始めたばかりですので、実績を重ねながら、よりよい支援に向けてというところで、引き続き検討をさせていただきたいと考えております。
○長江委員　これに関しては、この上の文にも書いてあるのですけれども、支援者が適正な強度行動障がいに対する支援方法などの研修を受けないと、支援が適切でない場合は悪化してしまうということを、多々、保護者の方から聞くことがあります。これに関して、札幌市には自閉症者自立支援センターゆい、自閉症・発達障がい支援センターおがるがありますが、私たちの中では宝くじに当たるより入れないと言われています。すごく専門的で、すごく先駆していて、全国でも有名ですけれども、何せ地元ではそこに支援をなかなかつなげられないという中で、ゆいやおがるを中心に、札幌市内の事業所の職員研修を多くやっていただいて、強度行動障がい児を受け入れていただける事業所を一つでも増やす方向性に進んでいっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　全体的な質の向上に向けてということで、様々な支援をさせていただきたいと思いますし、研修などで職員の質の向上を図ってまいりたいと思います。
○浅香会長　そのほか、いかがでしょうか。
○安井委員　先ほども大学の重度障がい者の入学の話も出ておりましたけれども、現在、私どもの大学にも、電動車椅子の学生等、障がいのある複数人の学生が通学しております。
　本人たちは、計画でいうとバリアフリーのところになるかと思いますけれども、公共交通手段を使うに当たって、特にバスは事前の申込みがないと通学ができないような現状になっております。
　これは、今回というよりも、今後に向けて議事録等に残していただきたいのですけれども、

事前の申込みがなくても公共交通手段が使えるようにしていかないと、インクルーシブな社会をつくるということに当たっても、外出が制限されてなかなか出てこられないということもありますし、社会的なコストも含めて、通学やその他の大きな制限になっております。
　海外の大都市では、低床バスを含めて、自力で、かつ、事前申込みがなく乗れるというのはもう常識になってきております。ぜひ札幌市もそういった取組に向けて、今後、何らかの手を計画の中に入れていっていただけるといいかなと思っております。
○浅香会長　そのほか、いかがでしょうか。
（「なし」と発言する者あり）
○浅香会長　それでは、ちょっと時間がありますので、本日、発言のなかった方から、一言ずつでも、どんなことでもいいので、お話をしていただければと思います。
　オンライン参加のほうから、石山委員、何かございませんか。
○石山委員　先ほど出ました読売新聞の記事で、身体障がい者の方は運転免許を取るのに助成があったということを今初めて知りました。
　私は精神障がい者ですけれども、まだ障がい者ではなかった１８歳のときに普通に免許を取ったので関係なかったのですが、精神障がい者にも障がいを抱えてから免許を取る方も結構いるのです。たしか精神障がい者にはそういう助成制度はなかったと認識しているのですけれども、あるのか、ないのかという質問が一つです。
　あとは、さっぽろ障がい者プラン２０２４の改訂版を実効性のあるものにしていただければなと願っております。
　質問１点だけ、ご回答をよろしくお願いいたします。
○事務局（菊田障がい福祉課長）　ご質問の件ですが、身体障がい者に限った昭和４８年からある制度でございまして、全国ほとんどの自治体が身体障がい者のみ対象でございます。北海道内でも、ほかの障がいまでというのは聞いたことがございません。
○石山委員　ぜひ、この先、精神障がい者にも適用していただきたいと思いますので、要求として一つ伝えます。
○浅香会長　続いて、難病連の鈴木委員からお願いします。
○鈴木委員　北海道難病連という難病患者家族の団体で相談員をしております。よろしくお願いします。
　私は計画検討部会にも入らせていただきまして、これまで何回か、僅かではありましたけれども、議論の中に入らせていただきました。
　また、事前の実態調査やヒアリングに関しても協力をさせていただきまして、難病の方がどういった現状にあるのかもお話しさせていただいたものが、今回、改訂版の中に掲載されると思っております。
　今の石山委員のお話にもありましたが、ぜひ、今回とこれまでの議論を含めて、この計画が実効性のあるものになればと私も切に願っているところです。
○浅香会長　それでは、会場におられる方から、岡﨑委員からお願いします。
○岡﨑委員　発言の機会をいただいて、ありがとうございます。
　まず、疑問が一つあるのですけれども、１０７ページの障がい児者実態等調査結果で、周囲の障がい理解のほか、勤務時間や日数の柔軟な対応が必要とされている、仕事を始めるために必要な事項ということで、非常に参考になるアンケートを取っていただいて、感謝します。
　それで、「仕事（作業）をしたいとは思わない」が断トツですが、その理由は押さえていますか。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　実態調査に関しましては、報告書ということで、ちょっと量が多いものですから、別冊でまとめさせていただいているところでございます。
　具体的な項目の詳細については、この場でご回答できるほどご用意していなかったものですから、別途確認しまして提供させていただきたいと思います。
（事務局注：具体的な理由については設問を設けていないため不明ですが、問23-1で仕事をしていない理由について尋ねている項目がございますのでご参照ください。）
○岡﨑委員　もう一つよろしいでしょうか。
　Ａ３判の資料１のさっぽろ障がい者プラン２０２４年改訂版概要（案）の裏面の６番の成果

目標の成果目標２で、福祉施設から一般就労への移行等で目標値を掲げていただいているのですけれども、就労移行支援事業所１．２５倍、就労継続支援Ａ型１．３３倍、就労継続支援Ｂ型に至っては１．４倍ということでお示しいただいて非常に心強いのですけれども、就労継続支援Ａ型利用者もそうですが、特に就労継続支援Ｂ型利用者が一般就労への移行というのは、手前どもハローワークになかなかつながりづらいのです。市役所から就労継続支援Ａ型利用者や就労継続支援Ｂ型利用者に対して、この目標値が大切なことで推し進めなくてはいけないのだよというアピールというか、周知というのは文書だけでございましょうか、それとも、定期的に数値の報告と改善指導や助言はしていただいているのでしょうか。
○事務局（森本自立支援担当課長）　こちらの一般就労への移行者数は、当初の札幌市の計画案の中ではもう少し低い数値にしていたのですけれども、全体としての一般就労移行者数を、国に合わせて１．３１倍に設定いたしました。他都市に比べて札幌市は就労継続支援Ｂ型が多いため、当初は１．３１倍という国の目標についていくのが難しいのではないかと考えておりましたが、計画検討部会の皆様から、目指すべき数字をしっかり示すべきだというご意見をいただき、これに限らず、当初の案よりも引き上げた部分が幾つかあって、そのうちの一つがこちらになります。
　国の１．３１倍に合わせて、それぞれ就労移行支援事業や就労継続支援Ａ型や就労継続支援Ｂ型の数字を設定しておりますが、就労継続支援Ｂ型の一般就労の実績者数が、昨年度はこれまでになく高くなっておりました。具体的に言うと、例えば、令和５年度の１６５人が令和７年度は２５８人ということで、これが瞬間風速的な数字なのか、それとも、今後とも就労継続支援Ｂ型においても一般就労がこれくらい続いていくのかというのは少し経過を見なくてはならないのですけれども、実績がある程度出ておりますことなどを評価し、１．４０倍という数字にしています。
　ご質問のご回答としては、これらを個別の就労継続支援Ｂ型事業所全てに通知はしていないのですけれども、この計画の策定に当たっては、計画検討部会に札幌市自立支援協議会の就労支援推進部会の部会長も含まれておりますので、関係の会議等々を通して知っていただくということを今は考えております。
　なお、国も、福祉と雇用の連携ということで、一般就労への移行に力を入れているところでありますし、３年に１回の障害福祉サービス等報酬改定が控えておりますので、その内容を踏まえながら、私たちも必要な周知については検討していきたいと思っております。
○浅香会長　続きまして、社協の灰野委員からお願いします。
○灰野委員　同じくご質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。
　この場でお伝えしていいものかどうかは少し迷うところですけれども、札幌市の障がい福祉課の委託を受けて、私ども社会福祉協議会も、素案の４９ページにある障がい者虐待防止対策等の推進に関わる虐待相談の委託事業をさせていただいているところです。
　たしか令和６年度に法改正があって、精神病院の虐待の相談も受けるということで相談の対象の範囲が広がって、そこもできれば社会福祉協議会で受けていただけないかということで対応するような流れがあったのです。当初は１００件いくかどうかというような件数で伺っていたのが、私が異動で離れてからここに戻ってみると、もう３００件を超えるような、数倍の件数に増えているという状況にあります。
　担当の職員が部署と常に調整をしながら相談業務に適切に対応しつつ、虐待という重たい案件を取りこぼさないように相談支援活動を進めていくには、現状の１名という体制ではなかなか難しいので、増員などの調整をさせていただいているところですが、これがなかなかかなっていないような状況があります。このままでいくと、担当の職員の業務量だけがどんどん増えていって、我々も疲弊して、さらに、その職員が辞めてしまうと、福祉業界では今のお給料で有資格者を雇うというのが難しいような現状になっておりますので、綱渡り状態で業務を進めているというような現状にございます。
　札幌市も財政状況が非常に厳しいというのは重々理解した上ですけれども、我々も、もちろん経費の節減や業務の効率化に努めていきつつも、相談件数が確実に増えて、業務量が今までの何倍近くにもなっている可能性があるものについては、人の確保も含めてご相談に乗っていただければ、今後もこういった業務を安定して進めていくこともできるかと思いますので、お

願いいたしたいというところを含めて、お話をさせていただきました。
○浅香会長　続きまして、中途失聴・難聴者協会の花田委員からお願いします。
○花田委員　聴覚障がいの立場として話させていただきますが、難聴者にとってコミュニケーションはとても大変ですが、社会参加するために、いつも要約筆記の方に同行していただいております。今までは障害者手帳を持っていることで要約筆記の派遣をお願いしていたところが、今年４月から障害者手帳がなくても派遣できるようになったことには、札幌市にお礼を申し上げたいと思います。
　その中で、私たち難聴者にとって福祉用具、特に補聴器を購入するのに大変苦労している方がたくさんいらっしゃるという声も聞きます。障害者手帳を持っている方は助成がありますけれども、特に手帳を持っていない、持っていないというか、認められない方や高齢者の方が補聴器を両耳で２個買うといったら５０万円から１００万円という金額ですから、とても買えないという方がいらっしゃいます。
　そのために、私たちだけで声を出しても大変ですから、耳鼻科の先生方にも声をかけて、やっております。ぜひ、それがいい方向に進んでいけたらと今は思っています。
　ただ、助成に関しては、北海道にはいろいろな市町村がありますが、助成をしているところとしていないところがまちまちですから、これをぜひ統一化いただきたいということが私たちの実情でございます。よろしくお願いします。
○浅香会長　続きまして、道立心身障害者総合相談所の廣島委員からお願いします。
○廣島委員　私のところでは、身体障がいと知的障がいの手帳を交付しています。
　実は、札幌市は札幌市で別に役所がありまして、私のところで交付しているわけではないのですけれども、最近の傾向としましては、やはり高齢になってから障害者手帳を取る方が多いです。特に知的障がいは、５０代、６０代になってから取る方がすごく多くて、もう今さら取ってどうするのかと思っています。場合によっては、精神障がいの手帳を持っているのに知的障がいの手帳を取りたいというケースもあります。確かに、もらえるお金は少し増えるのでしょうけれども、できれば若い方に手帳を持っていただいて、福祉サービスを受けていただきたいです。そうすれば、その人の人生もちょっと変わるのかなと思っています。いろいろなサービスを受けられると、就労にしても、環境にしても、いろいろと変わっていくと思いますので、高齢ではなくて、なるべく若い時代に取れるように、周りから働きかけていただければなと感じているところです。
　また、最近思うのは、私は高齢者保健福祉課の医療参事もやっているのですけれども、介護では、やはり人が少ないというところで、これをどうしていくかというのは大きな課題であります。給料が安い、なかなかスキルアップを図れないなど、いろいろな課題があって、人がなかなか定着しないといった問題もあります。介護ではロボットを入れるとか外国人の労働者の方に来ていただくということをやっていますが、それでもなかなか厳しいかなと思っています。
　障がい福祉サービスも、札幌市においては年々増えているということで、そうすると、どうしても人が必要になるのですけれども、これを確保していくにはどうしたらいいかを札幌市の中でも考えていかないと、サービスの必要度は増えるけれども、それに対して人を充てられませんよということになると非常に厳しい状態になるのではないかと思っていますので、このあたりもいろいろな施策で補っていただければと思っています。
○浅香会長　最後に、中小企業家同友会の柳川委員からお願いします。
○柳川委員　本日は、発言の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。
　私が入っている中小企業家同友会札幌支部の委員会の中にも車椅子の委員が何名かおりますが、先ほど山代委員も言っていたように、私もＪＲ札幌駅や地下鉄駅は本当にエレベーターが少ないなと感じております。実際、当委員会の車椅子のメンバーもそういうふうに言っておりました。
　あとは、地下歩行空間や札幌駅の地下もそうですが、普通に歩くところが緩い坂になっているのですよね。車椅子ではそこが一番大変だというふうに言っております。
　ですから、お金もかかるかもしれませんが、空港によくあるムービングウォークのように、歩かなくてもいいような、車椅子を押さなくてもいいようなところを横にでもつくっていただ

けたら、高齢の方でも大きい荷物を引っ張って歩いている方もおりますし、車椅子の方もすごく便利だと思いますので、そういう配慮やバリアフリーをもう少し強化していただければ、もっといい札幌市になるのではないかと思っております。よろしくお願いいたします。
○浅香会長　一通り皆さんにご発言をしていただきました。どうもありがとうございます。
　それでは、時間の関係もありますけれども、議題（２）のその他ということで、全体を通しまして、何かもう一言言っておきたいことがあれば、簡潔にご発言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
○山代委員　今、柳川委員からお話があった歩くエスカレーターですが、大昔の札幌駅にあったのですよね。ご存じの方は少ないと思うのですけれども、青い駅舎のときの札幌駅にあったのです。ですから、地下歩行空間に途切れ途切れでもいいので、５０メートルおきくらいずつに、１基、２基と設置していただくといいかなと思います。
　僕は、電動車椅子で地下歩行空間を走るのですけれども、時速６キロも出ます。大人が早歩きするくらいのスピードですが、中にはどこも見ないで斜めに歩き始める人もいて、ぶつかりそうになることがあるのです。ですから、例えば、ベビーカーや車椅子の優先レーンをつくるというのも一つあるのかなと思うのですよね。福岡ではそういう取組をしていて、車椅子やベビーカーの方にとても優しいまちづくりがされているなと思いました。
　ぜひ札幌市も、中心部だけでもいいので、いい都市を見習ってやっていただきたいと思います。
○浅香会長　ありがとうございました。
　昨今、私も本当に歩けなくなって、時々、車椅子でまちなかに出るのですけれども、２５年ほど車椅子バスケをやっていたので、すごく自信はあったのですが、ここ５年は全く自信がなくて、柳川委員と山代委員がおっしゃっていた札幌駅のあのなだらかに見えるスロープは、下りるのも怖いし、上るのはもっと怖いというか、大変です。２５年間は何をやっていたのかな、やはり少しリハビリをしていかなければ駄目かなとつくづく思っておりました。
　そのほか、どうでしょうか。
（「なし」と発言する者あり）
○浅香会長　今回は改訂版ということで、３年後にまた一から障がい者プランづくりになりますけれども、今日と計画検討部会で発言をしていただいて、なかなか難しいという市の回答が多数あったのは事実です。でも、菊田課長がおっしゃったように、きちんと議事録に残してくださいと私からも口を酸っぱく言って、それができないならできないなりに、３年後に生かせるような方法や手段を行政側としても十分に考えて、素案づくりをしてほしいと申し上げたところでした。
　検討部会は３回やったのですけれども、２時間で終わる予定のものが、もう意見が止まらなくて２時間４０分くらいやったりしまして、私の議事進行の不手際で計画検討部会の委員の方に本当にご迷惑をかけて、ようやくできたこの改訂版でございます。先ほど石山委員などもおっしゃっていましたけれども、実効性のある計画にしていただきたいと思います。
　私は口が悪いから言いますけれども、役所は、どちらかというと、成果物ができたら、はい、ご苦労さんで、一杯飲んで終わりというようなことが多いのですが、そうではなくて、表題だけ書いて、詳しくは札幌市のホームページをご覧くださいでもいいので、できるだけ多く市民の方にさっぽろ障がい者プランを改定しましたよということを知っていただけるように、大きな文字で広報にでも載せてＰＲしていただければありがたいなと思います。
　それでは、長時間にわたりまして、多くの意見をいただき、本当にありがとうございました。
　時間の関係もございますので、ご意見等がなければ、本日の議題はこれで終了をさせていただきたいと思います。
　それでは、事務局にマイクをお返しします。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　浅香会長、円滑な進行をどうもありがとうございました。
　また、委員の皆様も、熱心なご意見、ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

若干、会場内が暑かったと思いますが、空調が効いておらず、大変申し訳ございませんでした。
では、議題に関しては以上になります。
そのほか、山代委員から情報提供があるとお聞きしておりますので、お願いいたします。
○山代委員　今日、傍聴に来られている司法書士が１名おりまして、この方は親亡き後問題について精力的に取り組まれております。この場での発言は難しいと思うのですけれども、親亡き後問題について、これから検討しなければいけない、今困っているなどがありましたら、つながっていただいて、有益なアプリを開発されているので、ぜひ情報交換等していただければなと考えております。
○事務局（菅野企画調整担当課長）　では、会場にいる皆様に関しては、よろしくお願いいたします。
その他、何かございませんか。
（「なし」と発言する者あり）

３．閉　　会
○事務局（菅野企画調整担当課長）　なければ、これをもちまして、令和８年度第１回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。
皆様、どうもありがとうございました。
以　　上